

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 5 日

三鷹市内通所系事業所 管理者 様

三鷹市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取り扱いについて（お知らせ）

日頃より、本市の介護保険事業にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて、順次示されておりますが、東京都から厚生労働省へ疑義照会を
行った項目について、下記のとおりお知らせします。

個別に三鷹市へお問い合わせいただいた際の回答から変更となっておりますので、対応
方、よろしく願いいたします。

記

1 通所系事業所が、居宅を訪問しサービスを実施する場合の送迎減算について

通所系事業所が、通常時に送迎を行っている利用者に対して、算定の内容について十分
な説明を行い、同意を得たうえで居宅を訪問してサービスを実施する場合については、送
迎減算をしなくても可とする。ただし、通常時も送迎減算を算定している利用者又は事業
所と同一建物に居住する利用者への電話や訪問によるサービス提供は、減算の適用とな
る。

三鷹市健康福祉部介護保険課介護給付係
電話：0422-45-1151（内線 2684～2686）